

加入生産者 各位
関係団体 各位

(一社)日本養鶏協会事務局

成鶏更新・空舎延長事業発動時の価格差補填交付金の算定について
(成鶏更新・空舎延長事業に参加の生産者様)

日頃より鶏卵生産者経営安定対策事業の推進にご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

令和6年2月1日に成鶏更新・空舎延長事業が発動となりました。これに伴い、業務方法書第2の1の(7)のアの規定に基づき、本年1月以降の価格差補填金が交付になる月に、成鶏更新・空舎延長事業に参加し、報告月に空舎期間が含まれる生産者の皆様は、別紙様式第4号の鶏卵販売実績報告書の月間契約数量欄上段()内に上限数量を算定しご記入下さいますようお願い申し上げます。

このため、当協会ホームページの「上限数量算定」ページを今回の発動にあわせて更新いたしました。ホームページ上の、「上限数量算表フォーム」に必要事項を入力していただくと上限数量が算定されます。(※事業対象鶏舎への、ひなの導入が確定した場合は、算定表フォームに予定とともに、導入確定日及び導入確定羽数をご入力下さい)

なお、別紙様式第4号鶏卵販売実績報告書のご提出にあたり、以下の①～③をご記入いただき、資料;1～資料;5を添付し郵送又はFAXにてご提出下さいますようお願いいたします。

- ① 月間契約数量欄上段()内に上限数量の計算結果を記載
- ② 鶏卵販売実績報告書の補填対象数量は、上限数量等又は販売実績数量のいずれか小さい方を記入し補填交付金交付額を算定
- ③ 鶏卵販売実績報告書の下段の表(成鶏更新・空舎延長事業参加申請)に記載

また、当協会ホームページをご利用できない生産者の方は、別紙に必要事項を記入し、FAXで当協会に送付願います。算定結果をFAX等によりご連絡いたします。

【添付資料】

資料1: 上限数量算定結果(協会ホームページで印刷したものの写し)

資料2: 成鶏の出荷完了日が確認できる伝票・仕切書等の写し

資料3: 食鳥処理場への搬入羽数が確認できる食鳥検査成績報告書等の写し

資料4: (販売実績報告月にひなを導入する場合):

ひなの導入日・導入羽数・日齢が確認出来る資料[外部導入;購入伝票の写し(日齢または餌づけ日が確認可能なもの)、自家育成;ひなが移動されたことを証する伝票、帳簿、日報等の写し(日齢または餌づけ日が確認可能なもの)]

※該当鶏舎に複数日にわたり導入した場合は最初の導入日が起算日となります

資料5: (発動期間終了後に食鳥処理を行った場合):

標準取引価格(日ごと)が安定基準価格を上回る前日までに食鳥処理場に申し込んだことを証する成鶏の出荷計画申込書の写し

〔ご照会先:業務第2部 石井、金沢、入江、田村、柿沼〕

Tel: 03-3297-5515